

令和5年第1回定例会議案審査特別委員会会議録

令和5年3月9日 午後 1時30分 開 議

出席委員

委員長	櫻井繁行
副委員長	塚本直樹
委員	矢口龍人
委員	佐藤文雄
委員	岡崎勉
委員	来栖丈治
委員	設楽健夫
委員	小倉博生
委員	久松公健
委員	櫻井健一
委員	鈴木貞行
委員	服部栄一
委員	石澤正広
委員	鈴木更司
委員	井出有史

欠席委員

なし

出席説明者

市長	宮嶋謙
総務部長	大久保定夫
都市建設部長	根本和幸
都市建設部理事	槌田浩幸
参事	廣原正則
総務課長	中泉栄一
危機管理課長	大和田浩
検査管財課長	加藤洋一
税務課長	小泉一司
納税課長	豊崎伴之
都市整備課長	篠崎政彦
道路課長	酒井宏
上下水道課長	島田勝男

企 画 監 羽 成 英 明

出 席 書 記 名

農 林 水 産 課	藤 澤 修 平
上 下 水 道 課	下 川 哲 平
議 会 事 務 局	柏 崎 博 子
議 会 事 務 局	折 本 尚 充

議 事 日 程

令和5年3月9日（木曜日）午後1時30分 開 議

1. 市長挨拶

2. 議案等の審査

- (1) 議案第3号 かすみがうら市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- (2) 議案第7号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- (3) 議案第15号 かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第17号 令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算（第14号）
- (5) 議案第21号 令和5年度かすみがうら市一般会計予算
- (6) 議案第25号 令和5年度かすみがうら市水道事業会計予算
- (7) 議案第26号 令和5年度かすみがうら市下水道事業会計予算
- (8) 議案第27号 財産の貸付けについて
- (9) 議案第29号 町の区域の変更について

3. 散 会

開 会 午後 1時27分

○櫻井繁行委員長

皆様、改めましてこんにちは。

ただいまの出席委員は15名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから令和5年第1回定例会議案審査特別委員会を開きます。

それでは、書記を追加して指名いたします。農林水産課 藤澤修平君、上下水道課 下川哲平君、以上2名を追加して指名いたします。

本日の日程は、審査予定表のとおりでございます。

なお、議案審査関係資料につきましては、お手元のタブレット端末でご覧になれますので、ご活用くださいようお願い申し上げます。

本日、市長にご出席をいただいておりますので、ご挨拶をいただきたいと思います。

○市長（宮嶋 謙君）

本日は令和5年第1回定例会議案審査特別委員会、大変ご苦勞さまでございます。審査いただく議案につきましては、全部で27件ございます。内訳といたしましては、条例に関する議案が14件、予算に関する議案が10件、財産の貸付けに関する議案が1件、その他の議案が2件でございます。

なお、各議案につきましては担当部長から説明をさせていただきますので、ご理解賜りますようよろしくようお願い申し上げます。

○櫻井繁行委員長

ありがとうございました。

ここで、執行部に申し上げます。

予算を除く議案等の概要説明は省略の上、議案審査の順序につきましては、審査予定表に基づき審査することといたします。

説明者を直接指名いたしますので、議案集及び議案概要書並びに予算書等は説明ページ番号を言ってから説明をしていただきますようお願い申し上げます。

また、新年度予算の説明につきましては、前年度と比較し大きく増減している事項または特に説明をしておきたい事項について説明をされますようお願い申し上げます。

なお、能率的かつ効率的な委員会運営を図るため、説明は単に数字を言うだけでなく、簡潔な説明並びに解明な答弁をお願い申し上げます。

それでは、審査予定表に基づき、本委員会に付託をされました議案等の審査に入ります。よろしくお願いいたします。

初めに、議案第3号 かすみがうら市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題といたします。

総務部総務課から、特に補足説明等はございませんか。

○総務課長（中泉栄一君）

議案概要書5ページ、6ページ、議案集14ページから22ページとなりますけれども、補足説明につきましては特にございません。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、総務課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

これ新規になっているんですが、もともとこの条例についてはあったというふうに、(3)であります。この関連はどういうふうに理解すればいいのでしょうか、教えてください。

○総務課長（中泉栄一君）

これまでの個人情報保護制度の根拠になる記述につきましては、民間企業は個人情報の保護に関する法律、国の行政機関は行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、そして地方公共団体につきましては法律がなく、各地方自治体が各自で定めた個人情報保護条例というようにばらばらであったということで、令和3年5月公布、そして令和5年4月1日から改定される新しい個人情報の保護に関する法律を全国的な共通ルールとして統一することになったということです。当然本市におきましても、この法律の運用を受けるようになることから、今回、かすみがうら市個人情報の保護に関する法律施行条例を制定するものでございます。

この条例の施行年月日は令和5年4月1日。同時に従来のかすみがうら市個人情報保護条例は廃止とし、また、情報公開条例は一部改正することとなっております。

○佐藤文雄委員

情報公開条例の一部改正は、今回の議案に載っていますか。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩します。 [午後 1時37分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時37分]

○総務課長（中泉栄一君）

議案集の124ページを開くと、改正前と改正後の比較が書いてございます。

○櫻井繁行委員長

そのほか、何かございますか。

○設楽健夫委員

先日の土浦市との一部事務組合においても、この個人情報の施行条例等についても提案されてきたん

ですが、その中には個人情報の保護条例そのものも提出されておりましたけれども、条例そのものについての提出はないんですか。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩します。 [午後 1時39分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時40分]

○総務課長（中泉栄一君）

個人情報保護条例というのがなくなって、全部法律になるという考え方ですので、地方公共団体の位置づけになっているものにつきましては、全ての地方公共団体が同じルールになるということでございます。

○設楽健夫委員

私も、保護条例については出されたものをもう一度読ませてもらいましたけれども、施行条例が新しくなる。条例についても、その根底にあるものがどういうものであるのかということについては、議員のほうにもあるいはホームページ等のほうにも、きちっとやはり載せておく必要があるというふうに思うんです。

○総務課長（中泉栄一君）

言われている意味がちょっとよく分からないんですけれども、個人情報保護条例というのはなくなってしまうと、廃止になるという考え方なので、それをホームページに載せるというのはどういうことか。個人情報保護条例がなくなって、今までばらばらだったものを法律で今度は運用していくと。そして、細かい不足している部分を今回、法律施行条例という形で出すという形ですので、個人情報保護条例は、今度はなくなるという考え方です。

○設楽健夫委員

市の個人情報保護条例、これについては法律に従って運用していくということですか。それでここには載せていない。通常は、条例があつて初めて施行条例があるはずですから、それはきちっと提示しておく必要があるんじゃないですか。

○総務課長（中泉栄一君）

今まで国とかにつきましては法律で運用していたわけです。それで、ちょっと先ほどの繰り返しになってしまいますけれども、地方公共団体は、その法律がなくて個人情報保護条例というもので今まで運用していたものを、今度は国も地方公共団体も全部統一して法律で運用していくということになって、それに対しての細かい部分について法律施行条例を今回つくるということでございますので、かすみがうら市個人情報保護条例につきましては、今回、同時に廃止というふうな考え方でございます。

○櫻井繁行委員長

そのほか何かございますか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第7号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

総務部納税課から特に補足説明等はございませんか。

○納税課長（豊崎伴之君）

それでは、納税課から議案第7号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

議案集が37ページ、概要書、紙のほうに出ております11ページとなります。補足説明は特段ございません。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、納税課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

そもそも論で申し訳ないですが、なぜ廃止になったのか。

参考というところ、4のところ、主な督促手数料の徴収状況、令和2年度と3年度で、それぞれ市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険税、これ100で割れば件数になるわけですね。これだけのいわゆる手数料について、どういう方向だったんでしょうか。

○納税課長（豊崎伴之君）

まず督促手数料でございますけれども、これは法律により徴収することができるというような規定になっております。そういう形で全国的に実費として徴収していたものでございますけれども、ここ最近、全国的に廃止の流れがあるということで、本市でも検討してまいりました。お隣、土浦市なども廃止されているような状況でございます。

加えて納めるときの手続として、金融機関の窓口で例えば督促手数料が付いた督促状を持って納付する際に、これまで納期限を過ぎますと督促手数料の有無の確認作業というものが銀行から市役所のほうに電話がかかってきて、延滞金も含めて幾らありますよというような確認作業を経て収納していただくような状況です。この取扱いを銀行側がこの4月から一斉に取りやめるということですので、その確認が、収納の際できなくなるということになります。そうなりますと、手数料のみ100円のみを改めて納めていただくような納付書を発行することになりまして、その経費が150円ほどかかる。そういったことも含めて全国的な状況を勘案して、このたび廃止の方向としました。

○佐藤文雄委員

何か銀行の手間が、なるべく省きたいと。逆に言うと、この100円のことの廃止というのがいいんじゃないかなと思います。全国的な廃止の流れだということは、やはりそういう手数料の有無で、かなり支払いのほうでトラブルが起きるといような実態になったのかなと思います。結果的に土浦市は廃止だと。県内のものを調べましたか。

○櫻井繁行委員長

答弁を求めます。

○納税課長（豊崎伴之君）

県内ですと、廃止をしているところはまだあります。県内というか、近隣で失礼いたします。

土浦市が既に廃止されていて、つくば市、守谷市は令和3年4月から、それから行方市は平成31年から、つくばみらい市が令和3年4月から廃止となっております。県南地区の状況で申し訳ございません。

○櫻井繁行委員長

そのほか何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第17号に入らせていただきます。令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算（第14号）のうち、総務部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

ここで委員各位に申し上げます。

本案につきましては、本特別委員会の最終日に審査予定の市長公室政策経営課の質疑が終わった後、討論並びに採決をいたします。よろしく願いいたします。

それでは、総務部総務課から特に補足説明等はございませんか。

○総務課長（中泉栄一君）

それでは、議案第17号 令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算のうち、総務課所管の分につきましてご説明をさせていただきます。

今年度、本市で執行した各種選挙の不用額部分の減額ということになります。

議案集76ページになります。

議案集76ページの真ん中少し上のところに、01参議院議員通常選挙事業というのがありますけれども、そこから下の部分になります。

まず、7月10日に執行されました参議院議員通常選挙事業、職員人件費と消耗品合わせて231万2000円が、次の段にいきまして、12月11日に執行されました茨城県議会議員選挙事業、これも職員等件費と消耗品費、また投開票システム等保守点検業務委託費、合わせて371万7000円が、そして、その一番下になります。これも7月10日参議院議員選挙と同時に執行されました市長選挙事業、職員人件費と委員等報酬、消耗品、そして公営負担金等の市長選挙に要する経費、合わせて1705万5000円が、そして次のペ

ージにいきまして、同じく7月10日に執行されました市議会議員補欠選挙事業、職員等人件費と公営負担金、合わせて612万9000円が減額補正ということになっております。

なお、1月22日執行の市議会議員選挙事業分につきましては、まだ支払いをしていないものがございましたので、今回減額補正はしておりません。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、総務課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

減額ということですかね。これスピード、いわゆる投票結果の集計とかそういうものがスピードアップされて、この分のいわゆる人件費が縮減されたというふうに見てよろしいでしょうか。

○総務課長（中泉栄一君）

選挙につきましては、特に同時選挙をする場合に、参議院通常選挙事業のほうの予算から使っていったりというのがございまして、そういう意味で選挙が、例えば市議会議員補欠選挙事業などは、専決処分の補正予算でやらせていただいたと思うんですけども、なかなか予算を取っておくことが難しいこともございまして、そういう意味で、人件費の削減という形にはなっていると思います。

ただ、そういった形で時間外手当がスピードアップで削れて、若干人件費が安くなったというふうに見ていただくのであれば、ありがたいことだというふうに思います。

○櫻井繁行委員長

そのほかいかがですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

それでは部署の入れ替えをお願いいたします。

それでは、続いて総務部税務課から、特に補足説明等はございませんか。

○税務課長（小泉一司君）

議案第17号 令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算(第14号)につきましてご説明いたします。

議案集76ページの上段をお開きください。

歳出になります。

2款総務費、2項徴税費、2目賦課費、市税賦課事務事業、12節委託料、不動産鑑定評価委託374万6000円減額になります。令和6年度の評価替えに伴う不動産鑑定評価委託を一般競争入札で行い、契約の差金を減額するものです。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、税務課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

この不動産鑑定の評価というのは、固定資産の来年度、再来年度だったか、令和6年度のかすみがうら市の固定資産の実態を調査するというやつですね。

○税務課長（小泉一司君）

令和6年度に評価替えがありますので、令和5年1月1日現在の土地の評価額のほうを算定していきます。

○佐藤文雄委員

これは、だから全県一斉に行われたという事業だと思うんですね。一般競争入札じゃなくて随意契約をやったり、協会で直接やったりするということで、高いところと極めて安いところがあったんですが、この不動産鑑定委託については、落札率は幾らでしたか。

○税務課長（小泉一司君）

霞ヶ浦地区と千代田地区、2つに分けて行いまして、霞ヶ浦地区は2者来まして、落札率は75%、千代田地区は2者来まして、落札率47%となっております。

○櫻井繁行委員長

そのほか何かございますか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

部署の入れ替えをお願いします。

それでは、続いて総務部危機管理課から、特に補足説明等ございませんか。

○危機管理課長（大和田 浩君）

総務部危機管理課の大和田です。危機管理課所管の補正予算についてご説明申し上げます。

議案集は、82ページをご覧ください。

歳出の9款1項4目災害対策費、10節需用費の170万円であります。本件につきましては、02防災災害対策事業、0201災害対策に要する経費の10消耗品費として、防災テント型パーティション200個の購入のために計上していたものであります。入札差金が発生したことから不用額として減額補正するものであります。

次に、11節役務費の50万円であります。本件につきましては、11電話料の30万円と、同じく通信運搬費の20万円ですが、当初見込み額よりも執行状況が少なかったため不用額として減額補正するものであります。

次に、12節委託料の62万7000円あります。本件は、12戸別受信機移設業務委託として消防団関係者や土砂災害警戒区域を持つ行政区の区長さん宅に設置してあります戸別受信機を区長の交代などで移設する必要ができた際の経費として38台分計上していたものではあります。実際に移設した数量が23台であったため差金が発生したこと、不用額として減額補正するものであります。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、危機管理課に関する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

パーティション200個、170万円の差金が出ていますが、落札率、あと業者は何者入札されて、結果的に落札率は幾らだったんですか。

○危機管理課長（大和田 浩君）

入札に際しましては、3者入札がございました。落札率は、すみません、パーセントを出していないので、ちょっと休憩しまして、今計算します。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩します。 [午後 2時00分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時02分]

○危機管理課長（大和田 浩君）

失礼いたしました。

落札率につきましては、86.44%でございます。

○佐藤文雄委員

書取書を後で提出してもらえますか。

○危機管理課長（大和田 浩君）

分かりました。提出します。

○櫻井繁行委員長

それは課長、ガルーンでの提出でいいですよ、ペーパーで。

では、各委員の皆さんに、議案審査特別委員会のほうに入れるように事務局、お願いいたします。

そのほか何かございますか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

部署の入れ替えを行ってください。

それでは、続いて総務部検査管財課から、特に補足説明等ございませんか。

○検査管財課長（加藤洋一君）

それでは、検査管財課所管の補正予算についてご説明いたします。

議案集74ページをお開きください。

2款1項5目財産管理費の千代田庁舎管理に要する経費108万4000円でございます。公用車の軽自動車1台、普通自動車1台、普通乗用ミニバン2台、計4台の購入に伴います入札差金が生じたことによる減額でございます。

入札の結果を申し上げますと、軽自動車の入札、これはいずれも指名競争入札ですが、7者指名をしております。落札率が67.39%、普通自動車、同じく7者指名をしております。84.22%の落札率、最後、ミニバンの指名ですが、こちち6者指名をしております。落札率が83.72%という状況でございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、検査管財課に関する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言お願いいたします。

○佐藤文雄委員

ちゃんと準備をしていたみたいで、これ書取書、同じように提出していただけますか。

○検査管財課長（加藤洋一君）

提出させていただきます。

○櫻井繁行委員長

それでは危機管理課同様、ガルーンのほうに入れさせていただきます。よろしくお願ひします。

そのほかありませんか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第21号 令和5年度かすみがうら市一般会計予算のうち、総務部所管の歳入歳出予算に関

する部分を議題といたします。

ここで、委員各位に申し上げます。

本案につきましては、本特別委員会の最終日に審査予定の市長公室政策経営課の質疑が終わった後、討論並びに採決をいたします。よろしくお願いいたします。

それでは、改めまして総務部検査管財課から、特に補足説明等ございませんか。

○検査管財課長（加藤洋一君）

それでは、検査管財課所管の歳入歳出についてご説明をいたします。

まず、歳入についてですが、予算書23ページをお開きください。

17款1項1目財産貸付収入、1節土地建物貸付収入857万2000円のうち、当課分については757万2000円でございます。前年度比99万4000円、15.1%の増となっております。理由としましては、西野寺地内の土地を駐車場として借用したい旨の申出がありまして、増額となっております。貸付け状況の内訳につきましては、ゴルフ場などへの普通財産の貸付24件分で、詳細につきましては、補足説明資料を提出しておりますので、ご確認をいただければと思います。

次に歳出についてですが、事業概要説明書がございませんので、主な経常経費を予算書にてご説明いたします。

予算書36ページをお願いいたします。

2款1項5目財産管理費の千代田庁舎の管理に要する経費6887万5000円、前年度比842万9000円、13.9%の増です。主な理由としましては、電気料高騰に伴いまして光熱費が増となっているためでございます。また、新たに総合窓口業務委託477万9000円を計上してございます。千代田庁舎正面玄関ホールに案内係を1名配置する予定で、来庁された方が案内を必要とする場合に、案内係が要件等を聞き取り、適切な部署へ案内をするといったものでございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、検査管財課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

光熱費が上がったと、これは大きいみたいですが、これ率にしてどのくらいアップになりましたか。

○検査管財課長（加藤洋一君）

去年の4月と比べますと約2倍でございます。千代田庁舎で申し上げますと、令和5年度予算計上しておりますのが、光熱水費が1431万8000円、令和4年の当初予算が694万円でございますので、約2倍の経費となっております。

○佐藤文雄委員

総合窓口、役所のコンシェルジュかなと思うんですが、これ1名というのは千代田庁舎に1名ということですか。

○検査管財課長（加藤洋一君）

案内係としては、千代田庁舎に1名ということ。玄関に入ってホールのところ、1名設置をして、来庁された方が困っている場合に案内をする、例えば、どういった課で取り扱っているのか、あるいは課の場所が分からないという場合に案内をして差し上げるということで、市民課に今度設置予定のコンシェルジュとはまた違う案内ということでございます。

○佐藤文雄委員

特別設けしないで、職員の中でやりくりはできなかったんでしょうか。

○検査管財課長（加藤洋一君）

職員あるいは市役所のOBの方、その辺も検討はさせていただいたんですが、なかなか人手不足ということもあり、業務委託という形を取りました。

業務委託先としては、電話交換業務を現在委託しておりまして、その電話交換をしている方であれば庁内の状況というのはよく把握してございますので、追加でお願いするような形を考えております。

○櫻井繁行委員長

そのほか何かございますか。

○矢口龍人委員

この土地の貸付けなんですけれども、西野寺というのは、以前、日立建機に貸していた野球場等ですか。

○検査管財課長（加藤洋一君）

委員おっしゃるとおり、以前、日立建機のほうに貸していた土地でございます。

○矢口龍人委員

あの土地は、何年くらいの契約になったんですか。

○検査管財課長（加藤洋一君）

相手方の希望もございまして、今回の契約は10年ということでございます。

○矢口龍人委員

インター周辺の土地利用という部分で、非常に大事な土地だったなと思うし、それから災害等が発生した場合はいろいろな面で待機所とか、そういうものにも利用できるかなと思っていたんですけれども、そういうものに利用しないで10年間貸したということですので、その間は、要するに土地利用できないでしょうから、その辺のところの経緯をご説明いただけますか。至った経緯。

○検査管財課長（加藤洋一君）

一応、庁内の関係する課に利用がないかというのを確認させていただいて、当面利用がないということで貸出しをしたという状況です。

ただ契約の中で、仮に10年の間に市のほうで何か必要となれば返還をしていただくというような契約になってございますので、何か利用が出てきた場合には、そういった形になるかと思えます。

○櫻井繁行委員長

そのほか何かございますか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

それでは質疑を終結いたします。

所管課の入れ替えをお願いします。

それでは、続きまして総務部税務課から、特に補足説明等ございませんか。

○税務課長（小泉一司君）

それでは、令和5年度一般会計予算、市税歳入については、現年度課税分が税務課、滞納繰越分が納税課からの説明とさせていただきます。

一般会計予算の歳入についてご説明いたします。

予算書12ページをお願いします。

1款市税、1項市民税、1目個人市民税、現年度課税分20億7600万円で、前年度と比較すると9600万円の増、4.8%の増です。主な理由といたしまして、給与所得の増が見込まれること、また、令和4年度

の当初予算に対して課税実績が伸びていることから、前年度と比較すると増額計上となります。

次に2目法人市民税現年課税分3億8600万円で、前年度と比較すると600万円の増、1.6%の増です。主な理由といたしまして、令和4年度の法人市民税の歳入状況及び市内特定企業の収益動向を踏まえ、前年度と比較すると増額計上となります。

次に、2項固定資産税、1目固定資産税現年課税分27億4000万円で、前年度と比較すると7600万円の増、2.9%の増です。主な理由といたしまして、太陽光発電事業等による課税地目の変更、新築家屋の新たな課税、さらに償却資産の太陽光発電設備等で、前年度と比較すると増額計上となります。

次に、2目国有資産等所在市町村交付金454万2000円で、前年度と比較すると12万5000円の減、2.7%の減です。主な理由といたしまして、県の土地の資産台帳価格減額により交付金算定額が減少したためです。

次に、3項軽自動車税、1目環境性能割686万6000円で、前年度と比較すると194万円の増、39.4%の増です。主な理由といたしまして、環境性能割の税率が臨時的軽減措置による軽減期間が切れたことにより、前年度と比較すると増額計上となります。次に2目種別割、現年課税分1億3900万円で、前年度と比較すると800万円の増、6.1%の増です。主な理由といたしまして、新規登録台数の増加及び初回登録から13年以上経過した課税重課登録の増加で、前年度と比較すると増額計上となります。

次に、4項市たばこ税、現年課税分2億8600万円で、前年度と比較すると2400万円の増、4.2%の増です。主な理由といたしまして、消費本数は減少していますが、たばこの値上げによる増税で、前年度と比較すると増額計上となります。

歳入の説明は以上となります。

続きまして、歳出について説明いたします。

タブレットの事業概要説明書14ページ、予算書47ページの上段をお願いします。

0102固定資産適正評価に要する経費926万7000円です。主な内容は、固定資産税の賦課に関する経費です。前年度は2275万9000円で1349万2000円の減、59.3%の減です。主な理由といたしまして、3年に1度の評価替えに伴う不動産鑑定評価委託。名寄帳等の検索システムへの投入費用の税務資料整備業務委託料の減少です。

歳出についての説明は以上となります。よろしく願いいたします。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、改めて説明を求めます。

○納税課長（豊崎伴之君）

それでは、続きまして納税課所管の当初予算の概要について説明をいたします。

最初に、歳入についてです。

予算書12ページにお戻りください。

市税のうち滞納繰越分について説明いたします。

最初に、1款1項の市税のうち1目個人市民税の滞納繰越分は2500万円、令和4年度と比較し100万円の減額となっております。

次に、同じく2目法人市民税の滞納繰越分は110万円で、前年度と同額となっております。

次に、2項2目の固定資産税の滞納繰越分は2500万円で、前年度比300万円の減となっております。

次に、3項2目の軽自動車税種別割の滞納繰越分320万円で、前年度と同額となっております。

これらの予算計上に当たりましては、令和3年度の決算状況のほか滞納繰越分の調定額の推移、それ

から本年度、令和4年度の納付状況等を踏まえて計上しておりまして、滞納繰越分、令和5年度を合計しますと5430万円となります。

歳入につきましては、このほか16ページの14款2項1目の総務手数料のうち督促手数料5万円、24ページ一番下の21款1項1目の延滞金900万円がございます。督促手数料については、先ほど議案にありましたように、令和5年度が納期限のものから廃止となりますので、滞納繰越分に係るものを概算で計上してございます。

歳入については以上となります。

続いて歳出について申し上げます。

予算書47ページをお開きください。

経常経費となりますので、予算書により説明をいたします。

47ページ中ほど、3目の徴収費でございます。

最初に、01収入未済額縮減対策事業についてでございます。

このうち収入未済額縮減対策に要する経費では、市税の納付、収納に必要な経費を計上しておりまして、前年度と異なる部分、大きく2点ございます。

1点目は、口座振替により納税いただく場合の収納システムの変更がございます。これまで口座振替につきましては、金融機関とNTTのISDN回線を利用して行っておりましたが、この回線が廃止されるため、インターネット、LGWANを利用したシステムに移行する必要がありまして、各金融機関における対応経費や振替手数料の見直しによって手数料が増額となっております。

なお、この手数料の見直しと併せまして公金の収納代理機関の見直しも検討しておりまして、取扱件数が少ないりそな銀行、埼玉りそな銀行、漁業協同組合の口座振替による納付を終了することといたしました。

2点目は、地方税共通納税システム、いわゆる地方税統一QRコードへの対応として、令和4年度予算では、この共通納税システム導入や基幹系システム改修の委託料を措置しておりましたが、令和5年度におきましては、指定金融機関におけるシステム改修費用の一部を負担するため、説明欄の18にございます交付金収納データ化サービスシステム改修負担金として計上してございます。

なお、りそな銀行等の口座振替の終了について申し上げましたが、これにつきましては、ほかの金融機関への変更をお客様にお願いしているほか、ただいま申し上げましたQRコード付きの納付書の導入によって市税を納付できる方法が増えることとなりますので、こうした方法もご利用いただくことで、利便性の向上に努めたいと考えております。

次の、茨城租税債権管理機構運営に要する経費につきましては、高額、あるいは市での対応が困難な滞納の案件を機構に移管し、滞納処分を進めるための費用でございます。この負担金の額については、令和5年度の移管予定の件数割と、令和3年度に移管した案件の徴収実績割により計上しておりまして、令和4年度と比較し、57万7000円の減額となっております。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、総務部税務課及び納税課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

個人市民税で、大きく給与が上がったと言っておりましたので、所得割が増えたということですか。前年の予算はいかがでしたか。

○税務課長（小泉一司君）

お答えします。

所得割のほうで、令和5年度は20億300万円、前年度、令和4年度は所得割は19億700万円、9600万円の増となっております。

○佐藤文雄委員

今、収入未済額に対する経費のところ、手数料のところがいろんな形で工夫されているということで、これは前年度と比べると余ったということなんでしょうか。この手数料1248万1000円ですが、ここが増えたということなんでしょうか。

○納税課長（豊崎伴之君）

はい、そのとおりでございます。

○佐藤文雄委員

去年の金額、教えてください。

○納税課長（豊崎伴之君）

手数料全体というか、そのシステム変更による影響額ということで申し上げますと、昨年度はそのISDNの回線を利用していた場合の手数料というのは予算額で36万3000円でございます。令和5年度予算で措置しているのは291万1870円ということでございます。

○櫻井繁行委員長

そのほかいかがですか。よろしいですか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結いたします。

部署の入れ替えを行ってください。

それでは、続いて、総務部危機管理課から特に補足説明等はございませんか。

○危機管理課長（大和田 浩君）

総務部危機管理課の大和田です。

危機管理課所管の令和5年度予算について説明をいたします。

令和5年度事業概要説明書の13ページをご覧ください。予算書につきましては101ページから103ページになります。

増額しているものとして、災害対策に要する経費が、令和4年度の4741万8000円から令和5年度の7556万3000円に2814万5000円増額しておりますが、主な要因としましては、平成29年度から令和2年度にかけて実施されました震ヶ浦地区の防災行政無線のデジタル化工事に併せまして、その構成品の一部として平成29年度に導入した気象情報警報・注意報などの緊急情報、土砂災害警戒情報などの複数の災害情報の一元化、共有化を図り、災害発生のおそれのある危険地区の絞り込みを行うとともに、それらの情報を防災行政無線、市のホームページ、ツイッターなどに自動的に配信するための発令判断システム、これを更新する発令判断支援システム改修業務委託を入れたことが大きな理由となります。

次に、防災訓練に要する経費が98万4000円から179万7000円に81万3000円増額しておりますが、これは新型コロナウイルス感染症対策として、令和2年度から令和4年度にかけて市内を4つの旧中学校区に分けて、コロナ禍における地震発生を想定した避難所運営訓練を、市内の防災士や訓練重点区域の行政区長など、対象を限定して実施してまいりましたが、令和5年度以降は参加対象者を限定せず、令和元年度まで実施していたように、多くの市民の皆さんに参加していただく形の総合防災訓練、これを実施

したいと考えております。そこが理由となります。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、危機管理課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○櫻井健一委員

102ページの一番下の防災士資格補助金のところなんですけど、教科書代が3,500円から4,000円に上がっていると思うんですけども、こういったところは反映されておりますでしょうか。

○危機管理課長（大和田 浩君）

結論から申し上げますと、すみません、反映されておられません。

この予算を提出して、担当のほうで予算を上げて、その後しばらくたって年の変わった頃、日本防災士機構から教本代が3,500円から4,000円に500円上がりましたと来まして、修正に間に合わなかったという状況がありまして、この防災士資格補助金、1万1,500円掛ける15人で上げてきたんですけども、500円上がっちゃったんで、反映されていない状況で、今14.4人分しかないけれども、それでいきたいです。

○櫻井健一委員

人数が増えたときには、また考えていただくということで。

あと、助成金なんですけれども、使うときに書類の提出が何回もあって、すごく使いづらい状態であって、もうちょっと使いやすくするような工夫などはお考えになられているのでしょうか。

○危機管理課長（大和田 浩君）

それにつきましては、県内の自治体のほうで防災士の補助金、これを出しているところ、出していないところあるんですけども、出しているところの中で、確かにかすみがうら市のように何回も書類やり取りをしてやるところと、試験が終わって合格して防災士の認証登録終わりましたというところで、認証登録終わったので補助金を下さいというところもあります。

内容的には、今、言ったようにかすみがうら市の場合ですと、この試験を受けるので合格したら補助金下さいと、いいですよってやって、次に、合格した人は、合格したので補助金下さいと、いいですよ、請求書下さいねとって、かかった費用を請求しますっていうやり方が、今、かすみがうら市のやり方です。

今、4つ市町のほうでは、合格して認証登録終わりました。なので、教本代とか講習費とか登録費とか試験代とかを下さいってやって、いいですよってやる場所もあります。私の調べたところだと、防災士の認証登録が終わって1年以内とか、あと1か所の町はちょっと令和元年の大雨で災害が大きかったということで、防災士をいっぱいつくろうというところで、過去何年までという縛りを、その要綱をつくった令和2年度以降いつでもいいですよという感じで期限切っていないところもあります。

私としてもそれでやりたいなという。手続きが煩雑にならないで1回で終われば、やっぱり市民の利益になるのではないかなという、そういう行政手続の簡素化の一環としていいんじゃないのかなというところで、そういうふうにやりたいとは思っているんですけども。

○櫻井繁行委員長

簡潔にお願いします。

○危機管理課長（大和田 浩君）

すみません。ちょっと思いが強いもので。

今のところそういう手続は進めたいというふうに考えております。ただ、やはり自治体によって何か

あるのかな。かすみがうら市にあるか知らないですけども、ひとつ今のところまだどうなるか分かりません。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩します。 [午後 2時36分]

○櫻井繁行委員長

改めて会議を再開いたします。 [午後 2時37分]

○危機管理課長（大和田 浩君）

改めまして。

委員の言われるようにやはり簡素化することは必要だと思いますので、今後ともその内容については検討、よく研究して、かすみがうら市でもそういうような方向でできるように努力したいと思います。

○櫻井健一委員

ありがとうございます。

当市でも各地区に防災会をつくっていく上で、防災士というのはとても必要なものであって、市民の方に多く取ってもらうことが大切だと思いますので、そういった簡素化が図れるのであれば、前向きに取り組んでいただきたいと思いますので、答弁は結構ですので要望いたします。

○櫻井繁行委員長

それでは、要望ということでしっかりとお含みおきください。

○矢口龍人委員

私は、防災士に対してこの、先ほど防災行政無線のシステム改修とかというお話ありましたけれども、4950万ですか、予算は。

○危機管理課長（大和田 浩君）

発令判断システム改修業務委託につきましては、4950万円でございます。

○矢口龍人委員

防災行政無線でしょう。ですよ。

○危機管理課長（大和田 浩君）

防災行政無線の構成品の一部でございます。デジタル化工事に併せまして、構成品として入れたものの更新であります。

○矢口龍人委員

私、一般質問でもお話ししたように、防災行政無線にちょっと経費がかかり過ぎじゃないですか。防災行政無線に、その割には効果がないと。ですから、スマートフォンでも持たせたほうがよっぽど効果、私はあると思いますよ。そういうふうな部分で、そういう費用対効果の部分でももう少し検討したらどうなんですか。検討していますか、課等で。

○危機管理課長（大和田 浩君）

今言われたスマートフォン、多分、戸別受信機の話だと思うんですけども、戸別受信機の話につきましても、現在検討をしております。令和元年から2年にかけて戸別受信機を全ての家に入れたら幾らかかるか、そういう検討もしておりますし、今、委員の言われましたスマートフォンを防災行政無線戸別受信機の代わりに使う方法についても、現在、検討をしているところではあります。

○矢口龍人委員

検討しているのはいいんですけども、現在の防災行政無線に係っている経費があまりにもかかり過ぎて、今回も5000万円でしょう。こんなシステムやる必要ないですよ。システム交換なんかやらないで、

失礼なんですけれども、そんなに。これ、維持費ってことでしょう。維持管理費ってことでしょう。これ何にこんなにかかるんですか。必要なんですか。

○危機管理課長（大和田 浩君）

この機器につきましては、五、六年に1回程度の更新となります。

○矢口龍人委員

これ、結局、防災行政無線、業者のおいしい仕事ですよ。よく聞きますけれども、例えば太陽光発電で、何か受電器なんかを取り替えるのが例えば10年に1回とか言いますけれども、それが何百万ってかかるという話、聞きますけれども、全くそんな取り替える必要ないんですって。でもそれは、要するに業者から言わせると、取り替えないと駄目なんだよと。今回のおっしゃっている保守点検じゃないけれども、5000万もかけて5年に1回という年間1000万ですよ。そんな費用効果ありますか。台風のとき聞こえないんですよ。だからもう少しちゃんと庁内で検討したほうがいいと思いますよ。また5年後、5000万かかるんですよ。

○危機管理課長（大和田 浩君）

今回の機械につきましては、外にある屋外子局とかじゃなくて、変えるのはサーバーのタワーの中にあります音声合成装置、あと管理サーバー、あとこれらの機械を操作するためのノートパソコンの3台。また、防災情報に関するガイドラインの改定によりまして、警戒レベルの名称等が変わったことによるソフトウェアの変更とかが必要となりますので、それらの経費が今これだけかかるというものであります。

壊れちゃってから直せばいいでしょうという意見も若干はあったんですけども、じゃ、壊れちゃって直すまで経費が今ない状態で、じゃ、どうやって直すのって。おまけに今、半導体がない状態で、じゃ、壊れたからすぐ直せるのかといった場合、まず直せないと。そうした場合、事前にこういったものを予防整備でもって直していくというのが一般的なものなので、今回の手間は必要なものであるというふうに認識しております。

○矢口龍人委員

よく分かりました。いいでしょうよ、やるのは。だけれども、今後の防災無線の運営方法については、しっかりと庁内で協議して、これから将来、防災無線事業をやっていくか、展開していくかということの研究したほうがいいと思います。要望しておきます。

○設楽健夫委員

先ほどの櫻井健一委員のほうですけれども、自主防災組織の補助金というふうな金額がありますね。内訳をちょっと説明していただけますか。

○危機管理課長（大和田 浩君）

自主防災組織の補助金につきましては、1個防災組織に対して年間2万円の補助金を出しております。現在、防災組織、13個しかありませんけれども、市としましては、防災組織を増やしてほしいということで説明会等開いておりますので、今、1個地区で自主防災組織が結成されようとしておりますし、また、もう1個地区、前向きで、今度26日日曜日なんですけれども、役員会のときに来てくれと。自主防災組織について説明してくれというふうに前向きな組織もありますので、15個でも一応いいのかなという感じで、1個組織当たり2万円の補助金を出してございます。

○設楽健夫委員

要望になりますけれども、全区に自主防災組織が必要だと思うんです。今後の進め方について、1個、2個とかそういうことで頑張っておられるのは分かりますけれども、ちょっと抜本的に、全体の自主防

災組織をどうしていくのかということと進め方について検討をお願いします。

○櫻井繁行委員長

そのほか何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、危機管理課に対する質疑を終結いたします。

ここで暫時休憩をさせていただきます。 [午後 2時46分]

○櫻井繁行委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午後 2時54分]

改めまして、それでは続いて、総務部総務課から特に補足説明等はございませんか。

○総務課長（中泉栄一君）

議案第21号 令和5年度一般会計予算のうち、総務課所管分について説明をさせていただきます。

最初は、歳入になります。

予算書で説明をさせていただきます。予算書26ページ、27ページをご覧ください。

21款5項7目雑入のところ、3つの職員派遣負担金を計上しております。その1つ目が26ページ、真ん中から少し下のところ、霞台厚生施設組合派遣職員負担金として、1人分778万9000円、その少し下、2つ目、土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合派遣職員負担金として、2人分1578万2000円、そして3つ目が、次の1ページの一番上のところになります。茨城租税債権管理機構派遣職員負担金として、1人分872万3000円を予算計上しております。

令和4年度は、県支出金の選挙費委託金として参議院議員通常選挙と茨城県議会一般選挙の委託金を予算計上しておりましたが、令和5年度は選挙の予定がございませんので、選挙関係の予算は計上しておりません。

続いて、歳出になります。

事業概要説明書のほうで説明をさせていただきます。

最初は、事業概要説明書11ページの人事管理事業、予算書は33、34ページとなります。

ここでは、人事管理のほか、職員給与、職員研修、福利厚生に要する経費を計上しております。令和4年度予算2517万7000円に対し、令和5年度予算が2517万2000円と、予算、事業内容ともに大きな変化はございません。

続いて、次のページになります。

事業概要説明書12ページの文書法制事業、予算書は35ページとなります。

同事業の中の文書法制に要する経費が総務課の所管ということになります。ここでは、システムの適正運用による文書検索の効率化、市法令の制定改廃に伴う法令審査、顧問弁護士による法令相談などの窓口となって、行政運営の法区画的安定の確保を図っております。また、庁内で使う文具やコピー用紙を一括購入して、消耗品の削減と購入手続の簡素化を図っております。

令和4年度予算2962万円に対し令和5年度予算が2186万円と、776万円の減となった主な理由といたしまして、令和4年度は同事業に予算計上しておりました庁内各課に設置しているコピー、ファクス、プリンターなど、複合機のカウンター料を、令和5年度からは情報政策課の予算に移行したことによるものでございます。

また、令和4年度は、一般諸事業に予算計上しておりました文書等配達業務委託をこちらに移行しております。

広報紙等分署配達業務につきましては、令和5年度は、市内全域シルバー人材センターに委託するよ
うな形で、現在のところ予算計上しております。

そのほかの総務課の主な支出は、今年度であれば選挙の予算でございましたけれども、令和5年度は
選挙を予定しておりませんので、歳入のところでもお話ししたように選挙の予算は計上しておりません。

続いて、職員の人件費について説明をさせていただきます。

予算書の132ページをお開きください。

給与費明細書の2の一般職（1）をご覧ください。

一般職、いわゆる常勤職員分につきましては、例年どおり、予算編成時点での減員、減給により計上
しております。常勤職員は、令和5年度は令和4年度より3人減の370人、括弧書きの部分は再任用短時
間勤務職員、令和5年度は1人増の12人、人件費総額は4336万1000円減の28億5876万9000円となっ
ております。太い括弧の中は会計年度任用職員になりますけれども、それにつきましては令和5年度は6人
増の215人、人件費総額が995万9000円減の4億640万5000円ということになっております。

ほかの特別会計につきましても同様に給与費明細書を掲載してございますので、併せてご確認いただ
ければと思います。

参考までに、それら特別会計、一般会計、企業会計、全会計の予算上の合計といたしまして、常勤職
員数は、令和4年度から5人減の397人、人件費総額は5388万9000円減の30億4788万6000円とい
うことになっております。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、総務課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結いたします。

次に、議案第29号 町の区域の変更についてを議題といたします。

総務部総務課から、特に補足説明等はございませんか。

○総務課長（中泉栄一君）

議案概要書49ページ、議案集は118ページから120ページでございます。

補足説明につきましては、特にございません。

○櫻井繁行委員長

それでは、以上で説明が終わりました。

総務課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

この変更、120ページですか。このプラス・マイナス、地図というのはこの120ページのことをおっし
ゃっているんですか。ちょっと説明してくれますか。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

今、佐藤委員のお話にありましてとおり、120ページの上側と下側、そちらのほうが今回、土浦市とか
すみがうら市の面積を交換した部分で同じ面積で交換した内容でございます。

○櫻井繁行委員長

そのほか何かございますか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決するものと決定いたしました。

それでは、続いて、議案第17号 令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算（第14号）のうち、都市建設部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

それでは、都市建設部都市整備課から、特に補足説明等はございませんか。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

それでは、都市整備課からご説明のほうさせていただきたいと思えます。

まず初めに、歳入予算からご説明させていただきます。

議案集70ページをお願いします。

15款2項8目1節社会資本整備総合交付金、右の説明欄、上から2段目、住宅・建築物安全ストック形成事業補助金の減額及び、次のページ、71ページをお願いします。16款2項6目1節土木費補助金、右の説明欄、茨城県木造住宅ブロック塀等耐震化支援事業費補助金の減額でございます。内容といたしましては、危険ブロック塀等の撤去費補助金の申請件数が見込みより少なかったことによるものでございます。

続きまして、歳出予算についてご説明をさせていただきます。

議案集82ページをお願いします。

8款4項2目都市計画推進費、右の説明欄、0101都市計画調整に要する経費の減額でございます。内容といたしましては、歳入でご説明いたしました危険ブロック塀等撤去費補助金及び住まいるマイホーム応援補助金の申請件数が見込みより少なかったことによるものでございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、都市整備課に関する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

少なかったというのはわかりますけれども、マイナスですから。実際に計画はどのくらいで、何件あって、結果的にその件数が何件だった。そういうふうに説明してもらいたいんだよ。マイナスだから減っているのは分かるんだよ。それに隠された数字が分からないの。ぜひ、そういうふうに説明してもらいたいです。どうぞ。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

まず、危険ブロック塀の補助金につきましては、見込み件数といたしまして10件分ございました。交

付件数につきましては、令和4年12月現在、ブロック塀のほうの申請件数については3件ございます。

また、住まいるマイホーム補助金につきましては、見込み件数60件に対しまして、同じく12月現在、令和4年12月現在、17件の申請件数でございます。

○佐藤文雄委員

10件に対して3件で、60件に対して17件、これ、どういうふうに見ていらっしゃいますか。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

ブロック塀の補助金につきましては、令和3年度実績で5件ございまして、令和4年度については申請件数が伸びるのではないかとということで10件分を見込んだところでございます。

また、住まいるマイホーム応援補助金につきましては、令和3年度の実績につきましては8件ございました。こちらについても制度が令和3年度から始まった制度でございますので、これも伸びるものとして、令和4年度、多めに予算のほう措置したような状況でございます。

○佐藤文雄委員

令和3年に8件で、住まいるマイホームですよ。これを60件に大幅に伸ばしましたよね。それが実際には17件、何か8件の倍ぐらいが適当だったのかなというように思いますが、何かPR不足なんですか。住まいるマイホームの応援補助金という、それが十分に伝わっていなかったんじゃないかなと思うんですよ。いかがですか。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

こちらの住まいるマイホームのほうの補助金の周知につきましては、市のホームページにも掲載してございまして、また、広報紙のほうにも数回、掲載のほうさせていただいております。

また、この住宅支援の事業につきましては、移住支援のほうで市民協働課さんのほうでも同じような事業もしておりますので、その移住支援のほうのパンフレットのほうにも、定住用としてこの住まいるマイホームのほうの内容、記事のほうを一緒に載せていただきまして、近隣市でありますところの住宅展示場とか、そういうところにも設置のほうさせていただいて、周知のほうは図っているところでございます。

○櫻井繁行委員長

そのほかいかがですか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

続いて、都市建設部道路課から特に補足説明等はございませんか。

○道路課長（酒井 宏君）

それでは、道路課所管の一般会計補正予算についてご説明いたします。

議案集64ページをご覧ください。

第2表繰越明許費の補正予算でございます。

8款2項の道路維持管理費に要する経費として5195万9000円の繰越しとなります。内容は、千代田庁舎南側を、国道6号と並走する市道6-0011号線に架かる境橋の補修工事について、必要となる資材が受注生産となり、納期に日数を要することから年度内完了が困難となったこと。また、国補事業の残額を県と協議の上、補修が必要となるその他2橋の補修工事に充てるため、繰越しをするものです。

また、市道整備に要する経費としまして1億2482万1000円の繰越しとなります。

内容は6件となります。

1 件目は、市道 8-0381 号線歩道整備に関わるものです。本整備は、神立駅周辺の都市環境を整備すべく策定されました都市構造再編集中支援事業計画に基づいて実施するもので、計画の見直しに伴う調整に不測の日数を要したことから、本整備に関わる詳細設計、業務委託の発注が遅れ、業務の年度内完了が困難になったものです。

2 件目は、市道 2535 号線道路改良工事に関わるものです。現在、毘沙門堂地内でバイパス整備工事を実施しておりますが、補償物件の移転完了に伴い工事区間を延長したことから、工期の延長が必要となり、工事の年度内完了が困難になったものです。

3 件目は、つくば霞ヶ浦りんりんロード整備工事に関わるものです。本工事は、つくば霞ヶ浦りんりんロード利活用推進協議会の整備方針に基づき実施するもので、そこでの詳細な整備内容等の検討に不測の日数を要したため、工事発注が遅れ、年度内完了が困難となったものです。

4 件目は、(仮称)石岡・かすみがうら広域幹線道路の整備に関わるものです。現在、新治地区側から用地買収を進めておりますが、家屋の取壊しが必要となる権利者が移転先選定に時間を要し、土地明渡しの年度内完了が困難になったものです。

5 件目は、市道 6-0010 号線の道路改良工事によるものです。西野寺地内の狭隘箇所拡幅要望により事業を進めておりますが、地権者との用地買収協議に不測の日数を要したため、土地明渡しの年度内完了が困難となったものです。

最後の 6 件目は、田村沖宿線延伸道路事業負担金です。事業を実施する土浦市が関係地権者との調整に不測の日数を要し、関連する事業費を繰り越すため、それに伴い当該事業費分の本市負担金を繰り越すものです。

繰越しの説明は以上となります。

続きまして、議案集 81 ページをご覧ください。

下から 2 番目にあります 8 款 2 項 1 目 01 道路維持管理事業、道路維持管理に要する経費の道路改修工事費、また、一番下にあります 3 項 1 目 01 河川維持管理事業、河川維持管理に要する経費の修繕料につきましては、入札差金を減額するものでございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、道路課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

繰越明許費というのは非常に重要なんですね。簡単に繰越しをしてはならないというのが原則なんです。ですから、今、説明されたと思うんですが明細はないんですね。今、話しただけで私たちは分かりませんよ。

そういう意味では、ちゃんと一覧表できているわけでしょう。できているから説明できているわけでしょう。ですからそういう一覧表を提出して説明をする。そうすれば、これはどうなのかなという質問もできるんですよ。今、ずらざらっと言われたって分かりませんよ。何かどこか問題があるんじゃないかなというふうにかすかに思うだけでは質問できませんよ。ですから何回も、前のほうにも言いましたように、マイナスっていうだけで件数が分からない。件数が分かったから実態が分かったわけでしょう。ですから、そういうふうにちゃんと数値はきちんと明らかにする。それで説明をするというふうにしていただきたいんですが、今、提出できますか。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩します。

[午後 3 時 17 分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開します。 [午後 3時17分]

○道路課長（酒井 宏君）

申し訳ございません。ちょっと今、手持ちにありませんので、後日作成しまして配付のほうさせていただきたいと思います。

○佐藤文雄委員

だったら、提出されてから再質問の機会を与えていただけますか。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩します。 [午後 3時18分]

[資料配布]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時22分]

繰越明許費につきましては、何かご質問等ございますでしょうか。

○佐藤文雄委員

これ業者名が書いていませんね、業者名。

○道路課長（酒井 宏君）

こちらの中には明記はしてございません。

○佐藤文雄委員

それが答弁なの。業者名書いていませんねというのに対して、答弁はそれなの。業者名は書いていませんねというのは、業者名が明らかにしてほしいということの意味なんですよ。ありませんと、それが答えになりますか。

○道路課長（酒井 宏君）

すみません。失礼しました。今分かる資料がございませんので、業者名については後日、こちらの表に記入するような形で提示させていただきたいと思います。

○櫻井繁行委員長

分かりました。それでは、業者名については、調べて答弁。

そのほか何かございませんか。

○佐藤文雄委員

業者名をなぜ言うかという、例えばこれ今分からないけれども、ダブっている業者が出るかもしれないですね。そういうことも気になっているんですよ。ですから、そういうこともありますので、本来であればきちっと全て出してから説明をしていただくと分かりやすいというふうに思います。委員長、これは業者の件が分かってから質問するということはできないんですか。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩します。 [午後 3時24分]

○櫻井繁行委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時26分]

○道路課長（酒井 宏君）

すみませんでした。

それでは、一番上の繰越しを必要としている一つの理由の欄の橋梁補修工事、こちらは株式会社嶋村、それから3番目、市道8-0381号線の詳細設計業務委託は茨城県技術公社、それとその後、2535号線は

2工区に分かれていまして、1工区が巽興業、2工区が飯田興業。

次のりんりんロードが飯塚工務店、広域幹線のこれは裏ですね。裏のページになりまして、下から2番目が田村沖宿線の事業となっています。

○櫻井繁行委員長

課長、（仮称）石岡かすみがうらから順にお願いします。

○道路課長（酒井 宏君）

りんりんロードの下の（仮称）石岡・かすみがうら広域幹線道路に関しましては、地権者のほうが移転先選定に時間を要したため、土地の明渡しができないことから、年度内完了が困難になったことによるものです。

その下の0010号線、用地の交渉に不測の日数を要したため、土地の明渡しの年度内の完了が困難となったことによるためです。

その下、田村沖宿線延伸道路事業負担金、こちらは土浦市の事業となっております。

一番最後、こちらも先ほどご説明した石岡・かすみがうら広域幹線道路補償費のほうで、上のほうと一緒に年度内の移転が難しくなったことによって年度内の完了は困難になったというものです。

○櫻井繁行委員長

分かりました。それでは、改めまして、質疑をさせていただきます。何かございますか。

○佐藤文雄委員

精査しなきゃいけないとは思いますが、こういう各業者が分かっていたら、それをきちっと話すると分かりやすいし、今言ったように公有財産の購入、それができなかったらという説明まで聞こえなかったですね、理解できなかったですね。負担金、補助金、交付金、これはいわゆる田村沖宿線の土浦市の分の分担だということになると思うんですね。そういう説明をひとつきちっとやってから、報告をしていただきたいなと思います。

○櫻井繁行委員長

そちらは今後の要望というか、来年度の繰越明許があつては困るんですが、ある場合にはしっかりこういった資料を出していただきたいと思いますので、部長よろしく願いいたします。

○佐藤文雄委員

今の数字もここにありますが、業者名を書いたものをまとめてガルーンに出しておいていただけますか。

○櫻井繁行委員長

分かりました。それでは、私のほうからこれは依頼という形で、提出を依頼しますが、改めて業者名まで入れたもの、嶋村から技術公社、巽興業、飯田興業、飯塚工務店、そこまで入れたもので見やすい一覧表にさせていただいて、ガルーンのほうに各委員のほうに配付ということで、よろしく願いしたいと思います。課長よろしいでしょうか。

○道路課長（酒井 宏君）

後日、提出させていただきます。

○櫻井繁行委員長

お願いいたします。

そのほか何かございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結いたします。

次に、議案第21号 令和5年度かすみがうら市一般会計予算のうち、都市建設部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

それでは、都市建設部道路課から特に補足説明等はございませんか。

○道路課長（酒井 宏君）

それでは、道路課所管の歳入歳出の予算についてご説明いたします。

初めに、歳入ですが、予算書18ページをご覧ください。

15款2項5目1節土木費国庫補助金、説明欄、都市構造再編集中支援事業費補助金ですが、前年度と比較しまして1991万6000円の増額となっています。こちらは、稲吉南地区の歩道整備工事に充てる補助金で測量費や補償費などの増額によるものでございます。

次に、その下、道路更新防災等対策事業補助金ですが、前年度と比較しまして4243万円の減額となっています。こちらは橋梁長寿命化のための点検委託や修繕工事に充てる補助金ですが、橋梁修繕工事費の減額によるものです。

次に、19ページをご覧ください。

7目1節社会資本整備総合交付金、説明欄、防災安全社会資本整備交付金ですが、前年度と比較しまして1億1381万8000円の増額となっています。こちらは、広域幹線道路などの道路改良工事に充てる補助金で、工事費や用地買収費などの増額によるものです。

歳入は以上となります。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

事業概要書55ページ、予算書93、94ページをご覧ください。

8款2項1目道路維持管理に要する経費ですが、前年度と比較しまして8216万6000円の減額となっています。これは先ほど歳入でご説明いたしました橋梁の修繕工事などの減額によるものです。

次に、事業概要書56ページ、予算書94、95ページをご覧ください。

8款2項2目市道整備に要する経費ですが、前年度と比較しまして2億4875万円の増額となっています。主な理由といたしましては、（仮称）石岡・かすみがうら広域幹線道路に関わります工事費や物件等補償費が増額したことによるものです。

次に、事業概要書57ページ、予算書同じく95ページをご覧ください。

8款3項1目河川維持管理に要する経費ですが、前年度と比較しまして1247万5000円の増額となっております。主な理由といたしましては、菱木川上流の県道牛渡馬場山土浦線に架かる天神橋から下流へ530メートル区間の整備計画策定のための調査費などを計上したことによるものです。

なお、議案補足説明資料の1ページ、2ページに千代田地区、霞ヶ浦地区の修繕予定箇所、3ページに市道整備事業に関わります工事実施箇所、4ページにその位置図を記載させていただいておりますので、お見知りおきください。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、道路課に対する質疑等がございましたら挙手により発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

資料をいただきまして、よく分かる中身だなと思います。ただ、私が一番気になっているのは、よく区長要望とか、そういうものがこれまで決算の中でも最大で7000万円ぐらいなんですけど、今度の予算ではそういう地域の要望について特別厚くしているのかどうか、それはこの中には見て取れませんか。地

域の要望。

○道路課長（酒井 宏君）

委員おっしゃいます修繕工事に関わる事業だと思うんですけども、追加資料の1ページ、2ページに予定箇所を掲載させていただいているんですが、予算的には減額で新年度対応させていただいているような形になっております。

○櫻井繁行委員長

課長、区長要望に対してのところですね、佐藤委員が言われているのは。修繕工事は修繕工事でこれはあるでしょうけれども、その中で区長要望、例えば千代田地区100件、霞ヶ浦地区100件行うとか、そういったところのことを佐藤委員は聞きたいんだと思うんですが、いかがでしょう。

○道路課長（酒井 宏君）

すみません。資料の中の1ページと2ページは、区長要望に対応している修繕の工事箇所となっております。

○佐藤文雄委員

そうすると、その合計がいわゆる区長や地域の要望だということですか、そうすると合計すると千代田地区が合計2750万円、同じ霞ヶ浦2750万円、そうすると5700万円ぐらい、200万円か、ちょっと少ない、何か要望が。できる限り地域の要望を実現してほしいなということをお話ししてはいるんですが、これが今のところの現実の数字になっているんですね。

○道路課長（酒井 宏君）

委員おっしゃるとおり、これが令和5年度の予定箇所になっておりまして、区長要望があるかどうか伺っているんですけども、その中から優先順位を決めた結果がこちらの表のようになっております。

○櫻井繁行委員長

そのほか何かございますか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結いたします。

それでは、続いて都市建設部都市整備課から特に補足説明等はございませんか。

○都市整備課長（篠崎政彦君）

それでは、都市整備課のほうからご説明をさせていただきます。

まず初めに、歳入予算で前年度から増減の大きいものについてご説明をさせていただきます。

予算書19ページをお願いします。

15款2項7目1節社会資本整備総合交付金、右の説明欄、上から3番目、住宅建築物安全ストック形成事業補助金、次、22ページをお願いします。

16款2項6目1節土木費補助金、右の説明欄、上から2番目、茨城県木造住宅ブロック塀等耐震化支援事業費補助金でございます。内容といたしましては、危険ブロック塀等撤去費補助金に係る国庫補助金、補助率2分の1と、県補助金補助率4分の1になります。令和3年度の実績及び令和4年度の執行状況を踏まえ、補助件数、令和4年度の10件分から5件分に減額してございます。

次に、予算書26ページをお願いします。

21款5項7目1節雑入、右の説明欄、上から7番目、神立駅西口地区土地区画整理事業補償物件等精算金でございます。内容といたしましては、区画整理事業完了に伴いまして、一部事務組合負担金に関する協定書に基づき、それぞれの市に属する事業地内の補償物件等の経費の整理によりまして精算金が

生じたものでございます。

続きまして、歳出予算になります。

歳入予算同様、前年度から増減の大きいものについて説明をさせていただきます。

事業概要説明書54ページをお願いします。予算書は96ページからになります。

8款4項2目都市計画推進費でございます。都市計画に関する調査や審議及び開発行為事務に関する経費や都市公園等の維持管理経費及び神立駅周辺整備に関する経費などを計上してございます。全体事業費として令和5年度の予算額7737万8000円で、令和4年度の予算額2億1155万2000円、前年比で1億3417万4000円の減額になります。全体事業費で減額になった要因といたしましては、令和5年度に神立駅西口地区の土地区画整理が完了することに伴いまして、一部事務組合への負担金が大きく減少したことによるものでございます。

事業ごとの内容につきましては、都市計画調整に要する経費のうち、主なものにつきまして都市計画図修正業務委託と危険ブロック塀等撤去費補助金及び住まいるマイホーム応援補助金になります。

神立駅西口地区土地区画整理事業に伴い、土浦市との行政区界の変更が生じたことによる都市計画図の修正業務による増額、また一方、災害発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害未然防止を図る危険ブロック塀等撤去費補助金及び市民を対象に住宅の新築等による定住促進を図る住まいるマイホーム補助金につきましては、令和3年度の実績及び令和4年度の執行状況を踏まえ減額しており、前年比で1222万4000円の減額でございます。危険ブロック塀等の撤去費補助金につきましては令和4年度で10件のところ、令和5年度の予算では5件、また住まいるマイホーム応援補助金につきましては令和4年度60件の予算のところ20件分の予算計上としてございます。

次に、神立駅周辺整備に要する経費のうち、主なものにつきましては、土浦・かすみがうら土地区画整理一部事務組合への負担金になります。

内容につきましては補足説明資料をご参照ください。

1の事務費、2の件費、3の区画整理事業費、合わせまして資料の一番下の表、右側、本市の負担額5512万1000円になります。一部事務組合の施行事業であります神立駅西口地区土地区画整理事業が令和5年度事業完了に伴い、前年度比で1億2221万2000円の減額でございます。

事業概要書54ページにお戻りください。予算書は97ページになります。

次に、恋瀬橋ロードパーク管理運営に要する経費につきましては、石岡市と本市で構成する恋瀬橋ロードパーク管理運営協議会への負担金になります。ロードパーク内の施設の維持修繕が必要となったことから、前年度比で10万円の増額でございます。石岡市、本市それぞれ10万円の負担金増となります。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、都市整備課に対する質疑等ございましたら、挙手によりご発言をお願いいたします。

ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結いたします。

次に、議案第15号にいかせていただきます。

部署の入れ替えをいたします。

次に、議案第15号 かすみがうら市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

都市建設部上下水道課から特に補足説明等はございませんか。

○上下水道課長（島田勝男君）

議案概要書の21ページになります。議案資料では54ページになります。

特に説明するものはございません。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、上下水道課に対する質疑等がございましたら、挙手によりご発言をお願いいたします。

質疑はないですか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第25号 令和5年度かすみがうら市水道事業会計予算を議題といたします。

都市建設部上下水道課から特に補足説明等はございませんか。

○上下水道課長（島田勝男君）

それでは、議案第25号 令和5年度かすみがうら市水道事業会計予算につきましては、タブレットにあります都市建設部上下水道課予算審査資料によりご説明いたします。

まず、1ページになります。令和5年度水道事業会計予算目別一覧になります。上の表をご覧ください。

収益的収入になります。

合計額は前年度対比798万1000円減、比率で0.8%減、10億5408万5000円を計上しております。

主な収入としまして、1項営業収益、1目給水収益、前年度比721万8000円減、比率で0.8%の減、予算額10億53万円になります。ウィズコロナの生活が定着し、以前の状況に戻りつつあることや令和4年度の実績などから積算してございます。

続きまして、収益的支出になります。下の表をご覧ください。

合計額は前年度比4219万5000円増、比率で4.2%の増、10億5213万3000円を計上しております。

主な支出としまして、1項営業費用、1目原水及び浄水費、前年度比4423万5000円増、比率で10.4%の増、予算額4億7112万4000円になります。水道原水や浄水場などに係る費用を計上してございますが、動力費などの電気料金が燃料などの高騰により、値上がりしていることにより増額となっております。

次に、収益的収支の状況、一番下の段になりますが、収益的収入合計額10億5408万5000円から収益的

支出合計額10億5213万3000円を差引きしまして、前年度比5017万6000円減、比率で96.3%の減、195万2000円の収益を見込んだ予算計上となっております。

続きまして、2ページをお願いいたします。

資本的収入になります。

上の表になります。

合計額、前年度比1億9299万円減、比率で28.7%の減、4億7901万1000円を計上してございます。

主な収入としまして、1項企業債、1目企業債で前年度比2億2160万円の減、比率で33%の減、予算額4億5040万円になります。配水管布設工事や霞ヶ浦浄水場の更新工事の費用減少に伴い減額になってございます。

続きまして、次の表の資本的支出になります。

合計額は前年度対比2億2638万8000円の減、比率で22.6%の減、7億7427万1000円を計上してございます。

主な支出としまして、1項建設改良費、3目浄水場施設費、前年度比1億5122万円の減、比率で33.3%の減、予算額3億288万9000円でございます。

令和5年度の霞ヶ浦浄水場の更新工事を令和6年度までの継続工事としておりますので、減額となっております。

先ほどの資本的収入合計額4億7901万1000円から資本的支出合計額7億7427万1000円、こちらを差引きしまして、2億9526万円が不足することになりますが、過年度分損益勘定留保資金で補填するものとしております。

続きまして、資料の3ページになります。

令和5年度に予定しております水道工事箇所の内容と位置図になってございます。7か所、ブルーの色のついた数字ですが、7か所の配水管工事と下稲吉第2浄水場の配水ポンプ更新工事、それと霞ヶ浦浄水場の更新工事を実施する予定としてございます。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、上下水道課に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

給水戸数は令和4年度が1万5900戸、令和5年度が1万6200戸、300戸増えるということになっておりますが、これは説明願えますか。

○上下水道課長（島田勝男君）

給水戸数につきましては、令和4年度当初からの伸び率が100.21%ございまして、そちらを参考としまして1万6200戸と予定の戸数を計上してございます。

以上です。

○佐藤文雄委員

戸数は伸びるけれども、給水水量は伸びないという意味ですか。

○上下水道課長（島田勝男君）

今委員のおっしゃるとおりです。給水戸数のほうは、実績としまして伸びているところでございますが、給水水量そちらは減少している状況でございます。

○佐藤文雄委員

それでは、今、かすみがうら市の水道事業については、ほとんどが管はかなり布設されていると思う

んですが、これは耐用年数は40年と聞きます。だから、総延長の中で、40年単位で恐らく更新はなされているかなと思うんですが、そういう更新計画はあるのかということなんですよ。特に給水、途中までしか私やらなかったんですよ、供給単価と給水原価というのは、特に有収水量なんかで大きく変わってくるんですね。つまりどれだけ有収水量があるか、これが有収率ですね。漏れているかどうかという、こういうことが決定的に大きな原因になるんですよ。ですから、今現在給水原価と供給原価、それからいわゆる有収率、これはどうなっているのか、併せて計画自体をどのように40年の耐用年数に対応しようとしているのか、答弁できますか。

○上下水道課長（島田勝男君）

まず、資産計上しております配水管や導水管など管路総延長でございますが、約42万6000メートルございます。耐用年数の40年を経過しているものが5万5000メートルで13%ございます。こちらの更新計画につきましては、まず実施していかなければならないところは承知しているところでございますが、まずは水道の供給元である浄配水場施設の更新工事を優先して実施しているところでございます。

管路を更新することも有収率を向上させる一つの要因でございますが、当課では毎年配水管の漏水調査を実施してございます。こちらにも一定の成果が上がってございまして、これも有収率の向上に貢献しているものと考えております。

有収率を向上させれば、有収水量も上がるわけですが、有収水量に対する供給単価、こちらにつきましては令和4年度見込みですが、221.8円の供給単価を見込んでございます。それに対して給水原価につきましては247.7円、あくまでもこちら決算見込みということで算出してございますので、決算時には多少数値的には変わっているかと思いますが、給水原価のほうがやはり上回っているような状況でございます。

○佐藤文雄委員

13%が40年をもう過ぎているよと。ただ、今は優先をくみ上げというか、水をくみ上げるとか、そういうそちらの設備のほうに力を入れているということなんですが、やはりかなり42万6000メートルですから、これ早めに計画をやっていかなければいけないかなというふうに思うんですね。今有収率については、数字を言わなかったんですが、有収率は改善していると言っていますが、幾らなんですか。

○上下水道課長（島田勝男君）

有収率につきましては、令和3年度決算では84.2%でございます。全国の数値ということですが、令和2年度の実績では全国では84.2%、同じ有収率になってございます。

○佐藤文雄委員

全国的に同じだと、84.2%、何か悪いですね。私のデータは古いですが、89.1%だったんだよね。同規模の事業体は84.2%だったんですよ、同規模の。だから、本市と同じような規模ですね。有収率はやはりちょっと違うんじゃないかなと思う。全国的にもうちょっと高いんじゃないかなと思うんですね。それと今言ったように供給単価ですか、供給単価よりも給水原価が高いというふうになっていきますよね。これは改善するには、どうしたらいいのか、お考えはありますか。

○上下水道課長（島田勝男君）

供給単価につきましては、給水収益と有収水量にかかってきますので、こちらを改善するのはちょっと難しいかなというところでございます。給水原価、こちらにつきましては費用に対するものでございますので、費用が圧縮できれば、可能かと思いますが、それはこちらの営業努力というところで改善はしていきたいと考えてございます。

○佐藤文雄委員

同規模の事業体と比べるとかなり供給単価も給水原価も高いですよ。茨城県のところは調べたことがございますか、茨城県の中で。分からなきやいい、そこまで質問する予定じゃなかった。

○上下水道課長（島田勝男君）

申し訳ございません。今手持ちに資料はございませんので、すぐにお答えはできません。すみません。

○佐藤文雄委員

かなり今回3か月の減免をして、非常に市民の皆さんが喜んでいるわけですよ。どんどん使えばいいというわけじゃないんですが、やはりそういう水道事業というのも生活に密着しておりますので、いざというときにこの前、大きな漏水事件がありましたよね。あれはまだ正確に原因が分かっていないというふうにおっしゃっておりますので、こういう40年の耐用、これを計画的に実施できるように、できる限りそちらのほうにも重点を置いて事業計画を進めていってもらいたいと思います。これは私の意見です。

○上下水道課長（島田勝男君）

更新工事につきましては、今、佐藤委員のおっしゃるとおりやっていかなければならないというところで自覚はしているところがございますので、今後ご意見として更新工事のほうを計画的に進めていきたいと考えてございます。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決をいたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第26号 令和5年度かすみがうら市下水道事業会計予算を議題といたします。

都市建設部上下水道課から、特に補足説明等はございませんか。

○上下水道課長（島田勝男君）

議案第26号 令和5年度かすみがうら市下水道事業会計予算の説明につきましても、タブレットのほうで予算審査資料よりご説明いたします。

資料の4ページになります。

下水道事業会計予算目別一覧になります。

この資料の表示の中で、目の内訳として、事業の欄に公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業の3事業に分けてございます。

まず、上の表になります収益的収入でございます。

令和5年度の合計額は、前年度比5234万円の増、比率で3.9%の増、13億9886万5000円を計上しております。

主な収入としまして、1項営業収益、1目下水道使用料、前年度比563万5000円の減、比率で1.3%の減、予算額4億3023万1000円でございます。水道のほうでもご説明いたしましたけれども、ウィズコロナが定着し、以前の状況に戻りつつあることや、令和4年度の実績などから積算しております。

次に、下の表になります。収益的支出になります。

合計額は、前年度対比5234万円の増、比率で3.9%の増、13億9886万5000円を計上しております。

主な支出としまして、1項営業費用、4目農業集落排水処理施設費、前年度比5989万6000円増、比率で66.7%の増、予算額1億4963万9000円でございます。農業集落排水処理場の維持管理にかかる費用を計上しておりますが、動力費としての電気料金が値上がりしていることにより増額となっております。

続きまして、5ページをお願いいたします。

資本的収入支出になります。

上の表をご覧ください。

資本的収入の合計額は、前年度比5373万5000円の増、比率で7.9%の増、7億3361万1000円を計上しております。

主な収入としまして、1項企業債、1目企業債、前年度比1860万円増、比率で9.2%の増、予算額2億1970万円でございます。増額になった主な要因としましては、霞ヶ浦流域下水道事業における工事費用の増額に伴い、流域下水道事業債が増額となったことによるものでございます。

続きまして、下の表をご覧ください。

資本的支出になります。

合計額で、前年度対比4893万3000円の増、比率で5.1%の増、10億1048万5000円を計上しております。

主に1項建設改良費、1目公共下水道整備事業費、前年度比7366万1000円の増、比率で134.2%の増、予算額1億2855万5000円でございます。農集土田処理区の公共下水道接続工事などにより増額となっております。

次に、同じく4目雨水整備事業費、前年度比5759万2000円の減、比率で44.6%の減、予算額7156万1000円になります。

逆西調整池整備に係る費用を計上しておりますが、整備予定地購入費用や補償費などにつきましては、令和4年度に計上しておりますので、減額となっております。また、こちらの予算につきましては、近年の大雨により、雨水が排水路のなどの雨水排水施設で排除できる水量を超える場合に発生する土地や建物の浸水する、冠水する区域を把握するための内水浸水想定区域図を作成する予定としてございます。

表の一番下になりますが、資本的収入から資本的支出を差し引きして不足する2億7687万4000円につきましては、損益勘定留保資金などで補填するものとしてございます。

続きまして、最後の10ページになります。

冠水対策として、稲吉四丁目地内に整備する逆西調整池のパス図になります。これまでは掘り込み式の開放型として整備することについてご説明させていただきましたが、市街化区域内であることから、有効活用できるように見直ししていただきたいとのご意見をいただきまして、地下式の調整池として整備することといたしました。

現時点では、調整池をプレキャスト製品の構造物で組み立て、地下式にすることで、地上部を有効活

用できるよう計画してございます。

なお、耐荷重につきましては、1平方メートル当たり1000キロ、1トンの加重に耐えられる構造となっております。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、上下水道課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○設楽健夫委員

このパース図の仕様書についてもできているんですか、出したときの。

○上下水道課長（島田勝男君）

こちらの調整池の設計につきましては、令和5年度の予算で計上してございますので、その設計の中で、形としては決定していくこととなりますが、今のところ、このような形を予定してございます。

○設楽健夫委員

この調整池の件ですけれども、平成29年の2月に公共下水道の雨水計画逆西排水区見直しという報告書が出ています。その中にどういうふうな記載があるかと言えば、逆西排水区内の冠水については、頻発地区が稲吉四丁目、ここ当たっていますね、それで、五丁目、稲吉東六丁目、下稲吉に集中している。あともう1つ懸念事項としてここに記載されているのは、下稲吉東小学校、調整池ありますよね。そこが冠水状態になっている。これが懸念、注目する指摘事項として記載されていました。

その中に、基本的な下稲吉地区の排水についての要件と、長期的な要件という2つに分かれていました。そういう中で、この恐らく、この平成29年2月の報告書に沿って、様々なことがなされてきていると思いますけれども、この点について、これから仕様書をつくっていくのかもしれませんが、今までどのような施策が施されて、どういう排水の処理能力が高まってきているのかということについて整理はされていますか。

○都市建設部理事（槌田浩幸君）

令和元年から都市建設部のほうの道路等、河川になります菱木川、あるいは管理をしている角来上池下池の浚渫等を実施しておりました。まず、令和元年に角来上池の浚渫を実施しております。また、角来下池におきましては、当時釣堀状態だったので、水が満水であったんですね。先ほど委員からもありましたように、そこでは調整能力がないのでということもございましたので、そこを約1メートルほど水位を下げてください。そこである程度の水位を1500立方メートルということに言われておりましたけれども、その水位を確保してございます。

また、下稲吉中学校の南側の水があふれるということがございましたので、下稲吉東小学校の下にバイパス管を通しまして、先ほどの水位を下げた角来下池にバイパスを通して、あふれる水を流したということでございます。

その後の令和2年でありますけれども、菱木川の浚渫もしているということで、菱木川が今繋がっている水路の下流域にありますので、そちらの浚渫もして、流れをよくしているということでございます。

ただ、菱木川におきましては、JRの線路の向こう側でございますけれども、流下が低いと、流れるスピードが遅いということもございますので、施政方針にもありましたように、調査を実施するということとなっております。今後調査を実施して、そちらの河川の改良に入っていくものと考えております。

今回の最上流部の越水があったところについては、こちらの調整池で調整するというようなことで、年次的な改良のほう、浚渫等を実施してきた状況でございます。

○設楽健夫委員

そのときの報告書の中には、特に下稲吉の下稲吉東小学校近くでは、調整機能を持つ池が近接しているにもかかわらず床下浸水まで発生している。これ、台風18号のことだと思いますけれども。懸念材料として、こういうふうなものが。

今、菱木川の話もありましたけれども、菱木川の川の形もありますけれども、鋭角に曲がっているところもあって、冠水状態になり掃き切れないところも実際は存在しているという話は聞くと。

今回相当の予算をかけてやるわけですから、この流排水の流量計算もしっかりしていただきたいなというふうに思うんですね。途中の部分的な話については、先ほど今口頭で報告されたものありますけれども、実際稲吉四丁目、五丁目、東まで来るところの排水の流量、これについての計算も必要ですし、排水が多方面から流れてくるときにここからポンプアップしていく、その排水について、その排水の流量計算もしっかりしておきませんか、実際ここを造ったと。造った後の排水がどういうふうな形で流れていくのかということまで、しっかり流量計算をしてもらいたい。

例えば霞ヶ浦地区の一の瀬川、ここは鶴沼ですね。土浦は今調整池を造っています。調整池の水は日立建機だとかそういうところの水が一気に流れ出ますから、今までは鶴沼に流れ出て、そして、下の一の瀬川流域は、もう田んぼは冠水状態になったんです。それを避けるために、調整池をまず造った。造って、その調整池の水は直接鶴沼には入れていないんですね。迂回して、一の瀬川に落とす水を調整しているんですね。いうことを含めて、このパース図にある池を造るときに流量計算、これはできると思いますから、しっかりとそういうことをやりながら、この計画が実際の排水にどういうふうに影響していくのかということを精査しながら、ぜひ進めていただきたい。

入ってくる水の量、排出するポンプの毎秒何立米、何トンかというそれも計算できるはずですから、そういうことを含めて、その水が下稲吉中学校の脇でポンプアップする一時的な調整池ができましたよ。そこから今の角来池のほうへ行って、それから、今度は菱木川のほうに落ちていくんでしょうけれども、この報告書の中でも、そういったこの複雑な、稲吉四丁目、五丁目、そして、下稲吉東小学校近辺、そこまでに至る排水について、様々な懸念材料を記した報告書になっていますから、それについては検討して、そして、仕様書もつくられて、進めていっていただきたいと。

○都市建設部理事（槌田浩幸君）

全体的なことですので、私のほうから答弁をさせていただきます。

委員が今おっしゃいましたように、流量計算、実施する前には必要であると私のほうも認識しているところであります。

私どもで雨水排水の対策の調査を実施しているところがありますので、そちらの報告書で活用できるものについては、活用していきたいと思えます。

そちらの報告書の中においても、本来であります、菱木川から流れる水量、排水水量の整備が一番整備するべきところであるというような報告も上がっております。

ただ、それを全てやるということになりますと、年次的に、また予算的に莫大な金額、長期的な時間、10年以上という期間がかかってしまうこともありますので、今、先ほども説明させていただきましたように、菱木川の調査を実施して、まずそちらの下流域の部分の調査をしていくと。それが直近になるところで進めます、まずは。

また、直近で、ここ一、二年での豪雨、令和元年度の豪雨、3回ほど来ておりますので、そちらに対応するためにも、今回の調整池を実施する。また、それ以外に先ほど角来下池、上池等あります、お話をさせていただきましたが、こういったことで、そのそれまでの期間を対応するというところで、今説

明させていただきます。

また、繰り返しになりますけれども、ご指摘にありましたように、流量計算に基づいた調整池の配置というものをしっかりとさせていただきたいと考えております。

○櫻井繁行委員長

そのほか何かありますか。

○設楽健夫委員

今、土浦市が常磐線の出島用水の廃路線を排水路に活用して、皆さんご存じのように、診療所の前にも深い堀がありますね。あれが排水路になって、調整池につながっていくんですけども。コカ・コーラのところから、排水工事を土浦市が今実施している。その排水路に働く女性の家から、これは管を調べれば分かると思いますけれども、そこに水路が流れているんですね。それも含めて、土浦市はその排水路を流れてくる水に対して、シャットダウンをしないというふうに言っていますから、含めて、この大雨が出たときの排水路の計画については、土浦市のそういう排水計画も併せて検討はしていただきたいと思いますというふうに思います。

○都市建設部理事（樋田浩幸君）

現在の事業につきましては、こちらはこちらで進めさせてさせていただくということをお願いしたいと思います。

今のお話がありました水路、土浦市側への水路の流れというものは、こちらも調査してみないと分からないという感じですので、ご意見しっかりと受け止めさせていただきまして、こちらで研究をさせていただきたいと思います。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

○鈴木貞行委員

タブレット6ページなんですけれども、雨水整備事業の中に内水浸水想定区域図作成業務というのがあると思うんですが、このことに関してちょっとご説明いただければと思います。

○上下水道課長（島田勝男君）

内水浸水想定区域図作成業務委託につきましては、最大規模の大雨を想定し、大雨による雨水排水が排水路などの雨水排水施設の排水能力を超えるため、排除できない雨水で土地や建物が浸水する区域を内水浸水想定区域図として作成する業務委託となっております。

最大規模の大雨というものは、1年間に発生する確率が1000分の1の降雨量のことでありまして、具体的には国交省の告示のほうで15区域ごとに分けて示されてございます。この当市におきましては、1時間当たり153ミリの雨を想定して、作成をする区域図となっております。

○鈴木貞行委員

ありがとうございます。

これ、内水のハザードマップということですね。つくられているところが、近々の市町村でも土浦とか取手とか、あまりそんなに多くないということで、大変いい事業だということで、危機管理課のほうからも聞いていますので、ぜひ進めていただきたい事業だと思うので、よろしく申し上げます。

○設楽健夫委員

そのほかございますか。

○櫻井健一委員

すみません、また戻ってしまうんですけども、10ページのパース図の件でちょっとお聞きしたいん

ですが、この図を見ると、上が芝生だと思うんですけども、貼られております。1メートル四方で1トンの重圧に耐えられるということなんですけど、想定はこれ、公園なんですか。それとも駐車場とかなんですか。

○都市建設部理事（樋田浩幸君）

すみません、度々の答弁、まだ決定事項にはなっておりませんので、私のほうから答弁申し上げます。

現在こちらの上部の利用状況というのは、決定はしておりません。ただ、構造物のままでありますと、コンクリートが傷んでしまったりしますので、上部は土で覆っていきたくて考えております。ただ、土だけでは周りは市街地でありますので、芝生を張って、土の安定化を図っていきたくて考えております。

また、このメッシュになっておりますが、駐車場のラインという意味ではございませんで、このような形で下の構造物が入っていくということで、この土地にこういう形が入っていくというようなことでございますので、その辺はちょっとお間違えのないようにいただきたいと思っております。

繰り返しになりますが、土を覆って、その上に芝張り工をするような予定、広場的な考えで私どもは考えております。

○櫻井健一委員

すみません、この図を見ると、公園として芝生にするのに、しましまになってしまうと、サッカーするときに引っかかってしまって、何かスポーツができなくなってしまうのかなという心配をしましたもので、すみません。

○設楽健夫委員

そのほか何かございますか。

○久松公生委員

関連で同じ10ページでもう1つだけお聞きします。

これ、パース図ですので、決定ではないと思うんですけど、この場所を見ますと、見て左側の家が3件建っているところの脇に水路、これ、昔からある水路だと思うんですけど、これは非常に深いので、ここは蓋とかするとか、そういった感じにはなっていないのでしょうか、お聞きします。

○上下水道課長（島田勝男君）

令和5年度に実施設計をする予定でございますので、その中で安全面についても十分考慮して設計していきたいと考えてございます。

○櫻井繁行委員長

そのほか。

○久松公生委員

恐らく、こういうふうに出て上がりますと、多分子どもたちとか、いろんな人がおりますので、間違いなく落ちこちてしまう可能性があるんで、よろしくお願ひします。

○櫻井繁行委員長

そのほか何かございますか。

○佐藤文雄委員

水洗化率の前年度比較表でございますよね。そこに令和3年度末使用料調定額、これ、合計で4億3389万2000円というふうになっておりますよね。今回それよりも低くしたのは、何か理由があるんですか。

○櫻井繁行委員長

暫時休憩します。

[午後 4時34分]

○櫻井繁行委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午後 4時35分]

○上下水道課長（島田勝男君）

調定額につきましては、加入件数が増加しているというところで、先ほどちょっとご説明させていただきましたけれども、調定額につきましては、今年度も前年対比で若干落ち込んでいるところでございますので、令和5年度につきましては、やはり減額ということで、利用につきましては、実績でもってやはり使用料が減ってございますので、それを見て減額ということで計上してございます。

○佐藤文雄委員

いや、何で令和3年度末の使用料の調定額なんか出したの、じゃ。混乱するじゃない。だって、令和3年度末の実績があるんじゃないの、もう。実績は、じゃ、幾らなの。だから、そういう調定額でこれは調定額であって、実績じゃないなんて言うんだったら、調定額を出さないで実績を出せばいいんですよ。だって、令和3年度でしょう。もう決算済んでいるじゃないですか、令和3年度は。決算済んでいるでしょう。そうすれば、調定額じゃなくて、実績が出てくるはずなんですよ。

ですから、ほとんど調定額と実績は同じなのかなと思っちゃったんですよ。ですから、2億3000万円というと、ちょっと違うのかなと。何で少なくなったんですかという質問だったんです。

○上下水道課長（島田勝男君）

すみません、決算額です申し訳ございません。こちらの表にあります調定額につきましては、決算額を計上してございます。

○佐藤文雄委員

じゃ、調定額じゃなくて決算額だったんですね。答弁おかしくなっちゃうじゃないですか。これは調定額じゃなくて、決算額ですと。この決算額から比べると4億3000万円というのは、使用料の収入としては少なくなっているけれども、なぜなんだろうかという質問改めてしたいんですが、お答えいただけますか。

○上下水道課長（島田勝男君）

令和5年度の使用料につきましては、加入件数は先ほども何回も言っていますけれども、増加がしているところでございますが、実績がやはり減少しているということで、この4億3023万1000円、こちらを計上してございます。

○佐藤文雄委員

水道と下水が連動しています。水道では、戸数が増えても実際には立米数が減っています。そういうことの割合から考えると、その費用を前の実績から考えると、やっぱり少なくなきやいけないというふうなことになるかなというふうに思うんですね。

それから、私、また、これ、評価をしたい。前年度対比の戸数、水洗化率を見ましたら、結構頑張って水洗化の戸数が増えていますね。集落排水も含めて。これは合計で106件ですか、これ、確認しますが106件。特に今まで問題になっているようなところでも、例えば流域特環公共下水道、これ、12件というふうに、1.3%伸びていると思うんです。そういう意味では実績ですよ。ですから、そういう実績は非常に大切なんで、この実績はどのようにつくったんでしょうか。

○上下水道課長（島田勝男君）

令和4年度の加入促進活動ということで、計4回やってございます。71件訪問してございまして、10月は県の下水道課と合同で回ってございます。その際には、53件個別訪問して、今現在そのうちの2件は加入に結びついているところでございます。

また、ダイレクトメールも発送しておりまして、4月に608通を送付しているところでございますの

で、そういったことの結果でその件数が結びついていることと思います。

○櫻井繁行委員長

そのほか何かございますか。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

ここで、暫時休憩します。 [午後 4時41分]

○櫻井繁行委員長

それでは、会議を再開いたします。 [午後 4時46分]

次に、議案第27号 財産の貸付けについてを議題といたします。

公共施設等マネジメント推進室から、特に補足説明等はございませんか。

○企画監（羽成英明君）

議案集110ページ、議案内容書46ページをご覧ください。

議案第27号 財産の貸付けについて。

財産を下記のとおり減額貸付けするため、地方自治法第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求めるものです。

議案概要書につきましては、令和5年2月24日の全員協議会でご説明しておりますので、当室から提出しております議案第27号に関する補足説明と旧牛渡小学校貸付け家屋に係る説明資料で説明いたします。

1 ページをご覧ください。

これまでの経過につきましては、令和4年9月の決算審査特別委員会、10月の牛渡地区活用予定者による地域説明会、11月の市による地域ミーティングで説明をまいりました。

1、賃借物件について。土地、牛渡2562番1ほか4筆、地籍1万8589.29平方メートル、建物、希望の有無の欄の丸のもの2棟を賃借物件といたします。

2 ページをご覧ください。

3、貸付予定者、日立建機株式会社。

4、貸付期間、令和5年4月1日から令和15年3月31日までの10年間。

5、貸付価格の額、年額で264万円。

6、貸付価格の考え方につきましては、（1）事業者提案型公募要項の内容といたしまして、①地域

活性化の貢献など事業内容を特に重視して、優先交渉権者を選定することとしている。そのため、予定価格はなく、土地や建物等貸付価格は、応募事業者において希望する価格を提案することとしている。

②契約価格については、提案された希望価格を基に、取引価格等の比較を行い、本市と優先交渉権者において協議することとしている。

③現状有姿での貸付けとなり、建物等の改修費用は事業者が負担することとしている。

(2) 貸付価格の検討ということで、①優先交渉権者からの提案価格は264万円。

②令和4年度4月からの旧佐賀小学校の貸付価格は110万円。

③旧牛渡小学校に係る維持管理費、令和2年度と令和3年度の2か年の平均で115万円。

3ページをご覧ください。

④施設解体費、旧下大津小学校の例により、約2億円。

⑤行政財産の使用料徴収条例に基づく適正な対価の算定では、土地353万5868円不足建物10年間分を1年間当たり平均で168万6752円、合計で522万2620円です。

5ページをご覧ください。

(4) 貸付価格及び市への貢献ということで、適正な価格は522万2620円と市の貸付けに係る収入の264万円を比較すると、年額で258万2620円が不足となります。市がこれまで負担してきた旧牛渡小学校の維持管理費約115万円が削減されることにより、不足額が143万2620円に軽減されます。

また、既存施設等の改修費3850万円は事業者が負担することとしています。

貸付期間満了に伴い市へ返還された場合に、市が活用することになった場合や、売却する場合には、そのまま使用できる可能性が高く、新たな改修工事の負担を軽減することが期待できます。

さらに、事業者は先端建設機械等の製品に係る研究開発の拠点としての活用を予定しており、交流イベントによる活性化や双腕重機等の設置、子どもの知的探求心の向上、観光振興、地域貢献、地元企業への事業機会の創出に加え重機等の売上げ増によって、市の税収増にもつながり、提案内容が不足額を上回ると考えるため、賃借料の年額264万円は妥当と考えます。

7、優先交渉権者からの事業計画といたしましては、(1)提案事業の概要といたしまして、日立建機が行う事業のために必要な研究開発拠点として活用。稼働時間につきましては、平日原則月曜日から金曜で、校庭を午前8時15分から午後8時まで。特別教室棟につきましては、午前7時から午後10時までです。

安全対策といたしまして、低床トレーラーを用いた大型重機による重機運搬時間は夜間の21時から5時を想定とし、一般車両等の通行に支障がないよう特殊車両通行許可を得た道路を走行することとさせていただきます。

6ページをご覧ください。

(3)今後のスケジュールといたしまして、令和5年度第1期整備、研究開発に必要な改修を行います。

第1期整備完了後は、重機搬入、試験場での実験試験開始。

令和6年度、第2期整備、外壁塗装など必要な改修を行います。

次の7ページをご覧ください。

位置図でございまして、赤字で示す通り重機運搬しており、主に神立工場から重機を運び研究する予定でございまして。

次の8ページと9ページは航空写真と事業の計画です。全景と特別教室の写真でございまして。

10ページからは、貸付予定者、日立建機株式会社との公有財産賃貸借契約案でございまして。この内容

で、市議会で議決をいただいた後に契約書を締結し、令和5年4月から事業を進めてまいります。

また、この貸付額につきましては、今般令和4年度補正予算として計上させていただいております旧佐賀小学校の財産貸付収入と同様に、基金として積み立てることになっております。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、公共施設等マネジメント推進室に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○矢口龍人委員

この特別教室棟と倉庫は賃貸借ができるようなんですけれども、その他は、これ、どういうふうになるんですか。

○企画監（羽成英明君）

今現在は、こちらのその他の物件につきましては、賃貸借の希望がない状況でございますが、当面はこのままの状況になると思っておりますが、今後内部等の検討によりまして、解体する可能性もあるかなと考えているところでございます。

○櫻井繁行委員長

そのほかございますか。

○櫻井健一委員

すみません、道路の件なんですけれども、1日でどのぐらいの頻度でその道路自体がそれに耐えられるような、そういう道路であるのかどうかちょっと心配なもので。

○企画監（羽成英明君）

道路の特殊車両の許可については、所管する土木事務所等に問合せた上で、この規格であれば、この道路の通行が可能だというようなことで許可をいただいているところでございまして、そこについては、支障がないのかと考えてございます。

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第17号 令和4年度かすみがうら市一般会計補正予算（第14号）のうち、公共施設等マネジメント推進室所管の歳入歳出予算に関する分を議題といたします。

それでは、公共施設等マネジメント推進室から、特に補足説明等はございませんか。

○企画監（羽成英明君）

説明をさせていただきます。

議案集64ページをご覧ください。

こちらにつきましては、公共施設等マネジメント推進室の補正予算のうち、第2表、繰越明許費の補正を説明いたします。

表内2款総務費、1項総務管理費、複合交流拠点施設等整備に要する経費2861万1000円、8款土木費、4項都市計画費、公園整備に要する経費3526万2000円を繰越します。

複合交流拠点施設等整備に要する経費につきましては、令和4年度に取得した土地内の水道管移設補償について、上下水道課に依頼してございますが、令和4年度内に完成しないことから、令和5年度に繰越しをお願いするものです。

また、公園整備に要する経費につきましては、令和4年度に取得した土地の整備内容を変更し、公園を整備し、複合交流拠点施設については、市街地中央に整備を検討してまいります。このため、公園整備の基本設計業務を行うため、3526万2000円を歳出予算に増額補正し、令和5年度に繰越しをお願いするものです。

続いて、71ページをお願いいたします。

歳入でございます。

17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入で、旧佐賀小学校の財源貸付収入100万円でございます。

また、この100万円につきましては、歳出予算07非運用事業、公共施設等整備基金積立金に計上し、積立てをするものでございます。

続きまして、74ページをご覧ください。

議案概要書では25ページになります。

75ページの下段でございます。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理で398万5000円の減額でございます。2節委託料、廃校活用等支援業務委託で49万5000円の減額で、霞ヶ浦地区廃校小学校のうち、公的利用または民間利用により活用が決まっていない旧牛渡小学校及び旧志士庫小学校について、建物の現況調査や民間登用を活用の調査を予定しておりましたが、牛渡小学校については、今般第1回定例会で議案第27号の財産貸付けについてを提案している状況です。

また、志士庫小学校につきましては、令和4年11月に開催した地域ミーティングで広域施設等への方向性を示してございます。このため減額するものです。

14、工事請負費、廃校小学校遊具撤去工事349万円の減額です。平成28年3月に廃校した霞ヶ浦地区廃校小学校4校について、廃止しているものの存在している遊具を撤去いたしました。また、地下に埋設されている重油・灯油タンクの廃止につきましては、旧牛渡小学校、旧佐賀小学校について廃止工事を行っています。

予算額については、廃校小学校遊具撤去工事の入札差金を使い、地下オイルタンク廃止工事を行い、その残額を減額するものでございます。

続いて、75ページでございまして、上段の2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、24節積立金で、令和7年基金運用事業公共施設等整備基金積立金906万1000円の増額です。

理由は、当室では、財産収入旧佐賀小学校の100万円を財産売払い収入として、道路課分で99万1991円、検査管財課分で707万円の増額を見込んでいます。この額を基金に積み立てするものでございます。

続いて、10目複合交流拠点施設等整備費、12節委託料、複合交流拠点等実施設計業務委託予算額は7370

万円で、複合交流拠点施設及び公園施設の実施設計を予定しておりましたが、令和4年10月13日の総務委員会、11月15日の全員協議会で整備内容の変更を説明させていただきましたように、整備内容を変更し、減額するものでございます。

議案集の76ページをご覧ください。

16節公有財産購入費、複合交流拠点施設等用地取得費9583万9000円を減額するものです。予算額は11億円で、10億416万648円で用地を取得しました。その残額を減額するものでございます。

議案集82ページをご覧ください。

8款土木費、4項都市計画費、2目都市計画推進費、06公園整備に要する経費、12節委託料、公園基本設計業務委託として3526万2000円を増額補正し、併せて繰越明許をお願いするものです。令和4年度に取得した神立停車場線に面した市有地に整備する公園の基本設計業務費用を計上しています。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、公共施設等マネジメント推進室に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[発言する者なし]

○櫻井繁行委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第21号 令和5年度かすみがうら市一般会計予算のうち、公共施設等マネジメント推進室の所管の歳入歳出予算に関する分を議題といたします。

それでは、特に補足説明等がございますか。

○企画監（羽成英明君）

令和5年度当初予算について説明をさせていただきます。

予算書につきましては、7ページをご覧ください。

第2表、債務負担行為でございます。

公共施設等総合管理計画改定業務委託、期間令和5年度から令和6年度まで、限度額1722万1000円です。基本計画は、平成27年3月に作成しました。第2期実行計画は、令和4年3月に策定しました。第1期平成27年度から令和6年度が10年間の計画期間としており、第2期、令和7年度から令和16年度の10年間の計画について、令和5年度と令和6年度で基本計画及び実行計画を改定するものです。

また、当該業務委託について、業務委託完了後に支払うため、令和5年度分の支出はなく、令和6年度に一括して支出を予定してございます。

それでは、歳出を説明いたします。

予算書36ページをご覧ください。

公有財産調整事業に関する経費、32万1000円でございます。説明は資料ナンバー2、令和5年度事業概要書9ページをご覧ください。

公有財産調整事業に要する経費ということで、令和5年度32万1000円、令和4年度予算1023万2000円に比べ、991万1000円を減額です。

減額の主な内容は、令和4年度廃校小学校の遊具撤去工事が完了したことによる減です。

主たる事業概要といたしましては、市が保有する公有財産及び公共施設を総合的かつ長期的に管理していくため、具体的な対応方針の整備、機能の再編や維持管理、更新等に関する優先順位の考え方や対応策、実施期間などを含めた公共施設等総合管理計画に基づき公共施設の最適化に向けた取組を推進す

る。

また、公共施設等総合管理計画の計画期間が令和6年度に終了すること、最終年度となり、令和7年度から第2期計画となることから、令和5年度に進捗状況や社会情勢に応じて見直しを行うものでございます。

続いて、予算書97ページをご覧ください。

8款土木費、4項都市計画費、2目都市計画推進費、公園整備に要する経費71万7000円でございます。

説明は、資料ナンバー2、令和5年度事業概要説明書10ページをご覧ください。

令和4年度は、2款総務費、複合交流拠点等整備に要する経費として、事業を進めてまいりましたが、令和5年度は予算計上科目を変更し、8款土木費、公園整備に要する経費としております。このため令和4年度の予算額はゼロとなっています。令和5年度の予算額は71万7000円です。

内容につきましては、委託料といたしまして、その額で維持管理を行っているということでございます。

また、令和4年度から繰越明許費として、基本設計業務を行い、親子で楽しめる公園やくつろぎと語らいの公園などをイメージするにぎわいのある公園など、様々な可能性を慎重に検討していき、繰越明許費として、3526万2000円で進めることとなります。

○櫻井繁行委員長

以上で説明が終わりました。

それでは、公共施設等マネジメント推進室に対する質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○櫻井繁行委員長

それでは、質疑を終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回の本委員会は、3月10日午後1時30分よりここ全員協議会室で引き続き審査を行います。

それでは、これで本日の日程を散会とします。

ご苦労さまでした。

散 会 午後 5時08分

かすみがうら市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

令和5年第1回定例会議案審査特別委員会

委員長 櫻井 繁行